

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日)

## 目次

- ◇告 示 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理  
昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正  
土地改良事業計画の認可
- ◇教委規則 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇教委告示 定例教育委員会の会議の招集
- ◇地労委告示 鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱及び解任

## 告 示

### 鳥取県告示第六百二十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項

の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
秋山歯科医院	鳥取市瓦町二五〇	全都道府県	昭和四十二年九月二十日

鳥取県告示第六百三十号

### 鳥取県告示第六百三十一号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十二年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

### 別表

- 宮崎県 東京都 群馬県 山梨県 福岡県 栃木県 鹿児島県 福島県
- 滋賀県 山形県 大分県 和歌山県 福井県 北海道 秋田県 茨城県
- 岩手県 佐賀県 山口県 熊本県 奈良県 京都府

### 鳥取県告示第六百三十一号

昭和四十二年五月二日付で佐治村長から申請のあつた土地改良（農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
  - 二 縦覧に供する期間 昭和四十二年十月九日から二十日間
  - 三 縦覧に供する場所 佐治村役場
  - 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十二号

昭和四十二年五月二日付けで佐治村長から申請のあつた土地改良（農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十二年十月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 佐治村役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十三号

昭和四十二年九月二日付けで大山町長から申請のあつた土地改良（老朽ため池補強）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において

準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

- 昭和四十二年十月六日
- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十二年十月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 大山町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

教育委員会規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年十月六日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

鳥取県教育委員会規則第六号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項ただし書中「昇給期間から六月」を「昇給期間から、別表第一の一等級二十五号給を受けるに至つた場合におけるその直後の昇給については、その号給について定められている昇給期間から、それぞれ六月」に改める。

別表第一

現 業 職 給 料 表

職務の等級 号 給	1 等 級 給料月額	2 等 級 給料月額
1	17,300	14,900
2	18,000	15,500
3	18,700	16,100
4	19,500	16,600
5	20,300	17,300
6	21,200	18,000
7	22,100	18,700
8	23,300	19,500
9	24,500	20,300
10	25,700	21,200
11	27,200	22,100
12	28,700	23,100
13	30,400	24,100
14	32,100	25,100
15	33,800	27,200
16	36,900	28,700
17	38,900	30,400
18	40,900	32,100
19	42,800	33,800
20	44,700	36,900
21	49,000	38,900
22	51,200	40,900
23	53,100	42,800
24	55,000	44,700
25	59,200	46,600
26	61,500	48,500
27	63,700	49,800
28	65,900	51,100
29	68,100	52,100
30	70,300	53,100
31	72,300	54,100
32	74,300	55,100
33	76,000	
34	77,700	

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第二

職務の等級分類基準

職務の等級	職務の等級に含まれる職務
二等級	運転士及び用務員の職の占める職務
一等級	自動車整備士の職の占める職務

別表第三

初任給基準表

学歴免許	初 任 給
高校卒	一六、六〇〇円
中学卒	一五、五〇〇円

備考 自動車整備士及び運転士のうち、高校卒よりも下位の区分に属する学歴免許の資格を有する者に適用される学歴免許欄の区分は、その就業に必要な免許等の資格を取得したときを高校卒とすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて昭和四十二年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の技能労務職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

委嘱

氏名	生年月日	住所	職	業	電話番号	経験及び履歴
黒田 仙二	大正一三、二二、二	倉吉市米田一七七	中国電力労働組合鳥取地方協議会事務局長 全日本労働総同盟鳥取地方同盟書記長	中国電力労働組合鳥取地方協議会事務局長	社 (鳥取) 二二一三二一一 宅呼 (倉吉) 二一四〇二四	中国電力労働組合倉吉支部委員長

解任

前鳥取県地方労働委員会委員 田中正雄

昭和四十二年十月六日

鳥取県教育委員会委員長 井上善一

一日時 昭和四十二年十月十一日 午前十一時

二場所 鳥取市東町鳥取県教育委員会委員室

三議題 1 昭和四十二年度教育表彰について

2 その他

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第四号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和四十二年九月二十八日委嘱し、及び解任したので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和四十二年十月六日

鳥取県地方労働委員会会長 下田三子夫